

生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業 業務委託に関する優先交渉権者選定にかかる公募型プロポーザル募集要項

豊中市における生活困窮者又は生活保護受給者を対象に、生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業及び被保護者就労準備支援事業を下記の通り実施する。

については、その受託者の選定にあたり、下記のとおり公募型プロポーザルを実施する。

記

1. 業務概要

(1) 事業の目的・趣旨

就労経験の少ない又は離職後長期間を経過した生活困窮者や生活保護受給者の中には、就労の見込みがあっても、単に就職に必要な専門的スキル・知識が不十分なだけでなく、生活習慣上問題を抱えている場合や、対人能力、社会適応能力等の点で改善が必要な場合が少なからず見られる。

本事業は、生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者や生活保護受給者等に対して、一般就労に必要な基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援するものである。

支援対象者は、自立相談支援機関（豊中市くらし再建パーソナルサポートセンター）におけるアセスメント及び自立支援計画の作成プロセスのなかで、一般就労に就くことが直ちに困難な者であり、一般就労に向けた準備（訓練）が必要であると判断され、支援決定を受けた者が対象であり、豊中市くらし再建パーソナルサポートセンターが作成した自立支援計画に沿って、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援するものである。

なお、本事業は、生活自立支援、社会自立支援、就労自立支援を一体的に行う訓練として位置付けられ、事業実施機関（受託事業者）と支援対象者とは雇用契約の関係にはないものである。

(2) 事業内容・予算

事業番号	事業名・事業概要	予算上限額
1	被保護者就労準備支援事業「居場所等生活再生支援」 生活保護受給者等を対象に、主として受託事業者が運営する施設において、コーディネータを配置し参加者同士の相互交流の場を提供し、日常生活習慣の改善、他者との関係性構築に向けた訓練、就労意欲の喚起を図ることで、職業体験・訓練等の段階へ進むための準備を行う。 <定員等> ①開所日数：週4日以上 ②実習メニュー実施回数：委託期間中200回程度 ③各実習メニューの定員：10人程度	令和4年度 8,636,363円 (税抜)

2	<p>被保護者就労準備支援事業「軽作業就業等体験事業」</p> <p>生活保護受給者等を対象に、軽作業等（*1）の現場において、以下の点に配慮し、職業体験・訓練等を行うもの。</p> <p>なお、支援にあたっては、就労準備支援担当者と福祉専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等）が連携し、障害者等への就労支援により培ったアセスメント技術などを就労準備支援に活用し、より効果的な支援体制を構築すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽作業等の実習体験 ・参加者の特性や得手・不得手の確認など、参加者へフィードバックを行う ・生活リズムを身につける ・支援者等に守られた環境の中で他者とのコミュニケーションを図る ・障害のある利用者（障害疑い含む）については、必要に応じて必要な福祉サービスの利用援助や機関につないでいく <p><定員> 10人以上（1週間あたりの受入れ延べ人数）</p> <p>*1：紙箱等比較的単純な製品の組立て、仕分け、梱包、清掃などの軽易な作業で、就労経験がほとんど無い者でも支援者の指導があれば作業可能な業務</p>	<p>令和4年度 2,727,272円 (税抜)</p>
3	<p>被保護者就労準備支援事業「飲食店就業等体験事業」</p> <p>生活保護受給者等を対象に、飲食店等の現場において、以下の点に配慮し、職業体験・訓練等を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理補助、開店準備（清掃、備品等準備）、配膳等の実習体験 ・参加者の特性や得手、不得手の確認を行い、参加者へフィードバックを行う ・生活リズムを身につける ・飲食業や食品加工業における適性の把握 <p><定員> 15人以上（1週間あたりの受入れ延べ人数）</p> <p>※同一時間帯に最大2名まで受け入れ可能な体制を確保すること。 ※調理補助の訓練に必要な専用区画を有すること。</p>	<p>令和4年度 5,000,000円 (税抜)</p>
4	<p>被保護者就労準備支援事業「接客販売等体験事業」</p> <p>生活保護受給者等を対象に、接客販売等の現場において、以下の点に配慮し、職業体験・訓練等を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接客・販売業務を通じた顧客対応などのコミュニケーション力や対応力の確認、スキル向上 ・書類作成、広報業務、発注業務等の実習体験 ・参加者の特性や得手、不得手の確認を行い、参加者へフィードバックを行う ・生活リズムを身につける ・接客販売業における適性の把握 <p><定員> 10人以上（1週間あたりの受入れ延べ人数）</p> <p>※同一時間帯に最大2名まで受け入れ可能な体制を確保すること。</p>	<p>令和4年度 2,727,272円 (税抜)</p>
5	<p>就労準備支援事業「介護施設の仕事等体験事業」</p> <p>生活困窮者等を対象に、介護事業者等の現場において、以下の点に配慮し、職業体験・訓練等を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃、調理補助、配膳、介護補助、事務作業等の実習体験 ・介護事業所における仕事の理解、適性の把握 ・一般就労に必要となる報・連・相等ビジネスマナーの習得・実践 <p><定員> 10人以上（1週間あたりの受入れ延べ人数）</p>	<p>令和4年度 2,727,272円 (税抜)</p>
6	<p>就労準備支援事業「手作業等就業体験事業」</p> <p>生活困窮者等を対象に、主として受託事業者の施設内において、以下の点に配慮し、職業体験・訓練等を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手加工等を伴う内職を中心とした簡易な作業の実習体験 ・製品生産現場における仕事の理解、作業精度や速度等、適性の把握 ・集団の中における他者とのコミュニケーションを図る ・一般就労に必要となる報・連・相等ビジネスマナーの習得・実践 <p><定員> 10人以上（1週間あたりの受入れ延べ人数）</p>	<p>令和4年度 1,818,181円 (税抜)</p>

※予算上限額には、消費税及び地方消費税は含まない。

(3) 業務期間

○事業番号「1」「2」は、契約締結日から令和7年(2025年)3月31日迄とする。

○事業番号「1」「2」以外は、契約締結日から令和5年(2023年)3月31日迄とする。

本業務は、支援者と支援対象者の関係性や支援内容の継続性が重要であることから、委託業務の履行状況及び支援実績、事業の実施内容やその効果の検討結果等をふまえ最長で令和7年(2025年)3月31日まで契約を更新する場合がある。なお、契約更新する場合にあっても、支援実績その他の状況をふまえて契約金額は毎年度見直す。

2. 応募(参加)資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす者とする。なお、企画提案書提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理を命ぜられていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (5) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例(平成25年豊中市条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)に該当しないこと。
- (6) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置(本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで)を受けていないこと。
- (8) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- (9) 提案業務を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- (10) 法人企業、その他法人及び法人以外の団体等であって、業務を的確に遂行するに足る能力を有するもの(宗教、政治活動を主たる目的とするものを除く)とする。

3. 日程

- (1) 募集要項等の公表 令和4年(2022年)2月16日(水)
- (2) 質問事項の締切 令和4年(2022年)2月21日(月) 正午必着
 ※質問はメールで受付け、回答は市のホームページに掲載し、個別に行いません。
- (3) 質問事項への回答 令和4年(2022年)2月25日(金)
- (4) 応募書類提出期限 令和4年(2022年)3月4日(金) 17時15分必着
- (5) 審査委員会(書類審査) 令和4年(2022年)3月11日(金) までに実施
 ※1事業に対し応募事業者が3社以上あった場合のみ実施します。
- (6) 審査委員会(プレゼンテーション) 令和4年(2022年)3月15日(火) 午前
 令和4年(2022年)3月16日(水) 午後
 ※当日の時間、場所等は、第一次審査終了後、第一次審査の可否とともに通知。
- (7) 結果通知予定日 令和4年(2022年)3月22日(火) 頃
- (8) 委託契約の締結日 令和4年(2022年)4月1日(金)

4. 応募手続き等

(1) 提出書類の種類と部数

No.	様式名	様式
①	プロポーザル参加表明書	様式1
②	業務提案書(実習内容、実習場所等を含む) ※実習場所については、平面図や写真など施設の状況がわかる書類を添付すること。 ※定員の詳細(受入れ時間、曜日、1回あたりの受入れ人数等)を記載すること。	任意
③	見積書【様式2】(税別で記載すること) ※事業番号「1」「2」は、令和4年度から令和6年度迄の総額及び各年度の金額がわかるように記載すること。 ※事業番号「1」「2」以外は令和4年度のみで可 内訳書【様式2-②】(人件費、経費など見積書金額の積算根拠を明示すること。事業番号「1」「2」は年度毎に作成すること。)	様式2 様式2-②
④	関連業務等実績調書	様式3
⑤	業務実施体制(担当者の資格、経験、実績含む)	任意
⑥	団体の概要	任意
⑦	直近1カ年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)	任意
⑧	入札参加停止措置等状況調書	様式4

※ 正本1部、副本5部とする。

※ 本事業の対象経費は、人件費及び実習に必要な諸経費(報償費、印刷製本費、光熱水費、会議費、広告料、手数料、委託料、使用料及び賃借料、事務用品費、消耗品費等。備品購入費は不可。)とします。なお、支援対象者1人あたり5㎡程度の作業環境を確保するものとし、当該部分の賃借料につい

ても対象経費と認める。

- ※ 当該事業以外の用途（他の補助事業や自主事業等）にも使用する共通的な経費は、当該事業に係る経費のみを按分して適切に算出すること。当該事業のみで使用することが特定・確認できないものや、当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、経費の対象外とする。
- ※ 事業の再委託（相談者の自立支援にとって最適な外部機関につなぐことを除く。この場合にあっては、相談者の同意を得ることを原則とする。）は原則禁止する。再委託を必要とする場合は、再委託が必要な理由と再委託内容が分かる資料を提出すること。

（2）提出期限

令和4年(2022年)3月4日(金)17時15分必着

※提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。

（3）提出方法

持参（土日及び時間外は受け付けない）、郵送・宅配便のいずれかとする。

※郵送・宅配便により提出する場合は、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。

（4）提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

提出書類の作成及び提出等に係る費用は提出者の負担とする。

5. 選定方法

（1）審査方法

市職員で構成する審査委員会を設置し審査する。応募事業者が3社以上あった場合のみ、事前に第1次審査（書類審査）を行う。

提案書及び提案書に基づく第2次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。但し、第2次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者とししない。なお、得点と同じ場合は、当委員会として最終合議のうえ審査結果を確定する。

<第2次審査（プレゼンテーション）について>

①日時：令和4年(2022年)3月15日(火)午前又は3月16日(水)午後

※オンライン（Zoom）での実施を予定。

※日時の詳細は、提案者に別途連絡する。

- ②発表時間：25分（各提案者につき15分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答とする。）
- ③プレゼンテーション審査の連絡時に、事前のオンライン（Zoom）の接続確認の日程についても連絡する。必要な場合は、事前の接続確認を行うこと。
- ④企画提案書の内容に変更がなければ、企画提案書を抜粋した資料やサンプル画面投影しての説明も可とする。ただし、説明時には企画提案書の何ページ記載されている事項かわかるように説明すること。
- ⑤Zoom への参加は、プレゼンテーション審査開始 10 分前からとする。
- ⑥プレゼンテーションは、本事業に携わるプレゼンテーションは、本事業に携わる管理者又は担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め者は担当者を含め3名以内とする。

（2）評価項目

項目	配点	備考
提案内容	40 点	本業務に取り組む際の基本姿勢について
		本業務の企画、実施に関する提案内容及びその実現性について
		その他(実施上の課題及び課題を解決する提案等上記以外で貴社が提案したい事項)
実績	15 点	同様の事業の実績 (例) 生活困窮者就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業の受託実績等
		関連事業の実績 (例) 生活困窮者自立支援制度における認定就労訓練事業所の有無、豊中市無料職業紹介所利用の有無等
		障害者、女性、高齢者等の就労困難者等の採用実績等
支援体制	15 点	支援員の配置状況、支援員の経験等
見積金額	30 点	事業経費（費目ごとに積算根拠が適切に算出されているか）

※公募開始日から過去3年以内に処分歴などがある場合は、内容に応じて減点する。

（3）審査結果の通知

審査結果は、令和4年(2022年)3月22日（火）頃に郵送又は電話にて通知する。
なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業の受託を約するものではない。

（4）審査結果の公表

審査結果の通知後、市のホームページにおいて結果公表を行う。公表内容は次の

とおり。

- ・ 件名
- ・ 履行期間
- ・ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ・ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
- ・ 選定理由
- ・ 採点結果
- ・ 担当課
- ・ その他（受託候補者と最優秀提案者とが異なる場合は、その理由）

※応募が2者であった場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しない。

6. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案内容に虚偽の記載を行った場合
- (2) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（提出書類の追加や分割提出も認められません。）
- (4) 企画提案書受領から契約締結日の間に、豊中市から入札参加停止措置を受けたもの
- (5) プレゼンテーション審査に欠席した場合
- (6) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (7) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (8) 見積金額が提案上限額を超えた場合
- (9) 他の提案者と応募提案の内容について相談を行ったとき
- (10) 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき
- (11) その他、募集要項の内容に違反した場合
- (12) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

7. 契約について

- (1) 契約交渉は、最優秀提案者と行い、交渉が合意に至った後、企画提案書の提案内容を基に、豊中市と協議の上、業務内容等を確定し、その提案者と随意契約を締結する。なお、当該提案者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点の提案者と契約交渉を開始する。
- (2) 交渉の際、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載の上、代表者印（必須）を押印した見積書（紙）を提出すること。
- (3) 契約保証金については、原則現金の納付によることとする。ただし、随意契約を締結する提案者について豊中市財務規則第 110 条の規定を適用できる場合、または同提案者が同規則第 120 条で規定する有価証券のほか、市長が確実と認める金融機関の保証の提供をもって代える場合を除く。）

<契約保証金の納付をする場合>

契約金額の100分の5に相当する額以上を豊中市に納めること。

<履行保証保険の契約をする場合>

契約金額の100分の5に相当する額以上を保証金額として、保険会社との間に豊中市を被保険者とする履行保証保険契約を締結すること。

- (4) 契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、損害賠償を求めることがある。
- (5) 随意契約を締結する提案者が、提案参加申込書提出時点で豊中市の入札参加資格登録業者でない場合、当該提案者は、契約締結前に豊中市財務規則第90条の4第1項に規定する書類を提出し、原則として同資格の認定を受けるものとする。

8. 留意事項

- (1) 本企画提案に係る費用は、豊中市は一切負担しない。
- (2) 選定委員会の構成員、参加者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。また、異議申し立ては認めない。
- (3) 受託候補者が、「2 応募（参加）資格」で記載された資格を失った場合又は「6 提案者の失格」により失格となった場合は、次点獲得者を受託候補者とすることがある。
- (4) 企画提案書等の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害のないよう十分留意すること。もし、これらの問題が生じても、豊中市は一切の責任を負わない。
- (5) 「豊中市個人情報保護条例（平成17年条例第19号）」を遵守するとともに、「豊中市情報セキュリティポリシー」に準じて業務を遂行すること。
- (6) 提案参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届を文書で豊中市長あてに提出すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。
- (7) 企画提案書類の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。また、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）に定めるところにより、公開される場合がある。

9. 事務局（問い合わせ先）

〒560-0022 豊中市北桜塚2-2-1（生活情報センターくらしかん）

豊中市市民協働部くらし支援課 担当：佐々木、近藤

TEL 06-6858-6863 FAX 06-6858-5095

E-mail roukai@city.toyonaka.osaka.jp